平成２１年（フ）第１３６３号
東京都青梅市師岡町４丁目２番地の１エクシード河辺401
債務者　徳重　絵理（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１００号
島根県浜田市港町103番地
債務者　河瀬やよひ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１１４号
島根県江津市敬川町1738番地５
債務者　桐田恵都子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１３２９号
東京都小平市大沼町１丁目170番地の３大沼町１丁目第３アパート４―109号
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３５６号
東京都東村山市久米川町４丁目20番地６ヴィオレ久米川203
債務者　野崎　秀彰
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３５７号
東京都東村山市久米川町４丁目20番地６ヴィオレ久米川203
債務者　野崎　千里
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４３３号
東京都町田市小山町2487番地５サムタク社員寮202
債務者　寺村　文博
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２４４２１号
東京都葛飾区金町２丁目16―１、住民票上の住所東京都品川区南大井４丁目８―10　山岸方101
破産者　篠田　裕昭
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７０号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目36番１号
破産者　株式会社グーズ
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０１４号
東京都八王子市八幡町２番６号　八幡町ライオンズマンション八王子304号室
破産者　有限会社ホームエステート
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０１６号
東京都八王子市泉町1265―８、開始決定時の住所東京都八王子市泉町1269―５
破産者　皆川　　博
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２１４号
東京都千代田区三崎町２丁目12番10号
破産者　株式会社アーバンデザイン
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２１５号
東京都千代田区三崎町２丁目12番10号
破産者　株式会社アーバンデザインリアリティ
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２６６号
東京都渋谷区神宮前６丁目35番の３号　コープオリンピア404号室
破産者　株式会社シャレード
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６１１号
埼玉県越谷市東越谷２丁目12―24―303
破産者　多田　洋之
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９６６号
東京都世田谷区駒沢３丁目12番17号ＫＯＭＡＺＡＷＡ―ＨＥＩＧＴＨＳ202
破産者　三和交通株式会社
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２３０号
東京都墨田区八広５丁目７―１―307
破産者　植村　信弘
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８８８号
東京都練馬区貫井１丁目16―６―101
破産者　井上富美江
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１１８号
東京都江戸川区西葛西５丁目１番３号　第６山秀ビル１階
破産者　株式会社ブックアイランド
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部